

令和 2 年 6 月 定例会

請願・陳情參考資料

(令和 2 年 6 月 10 日)

福祉保健部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-19号 (2. 6. 8)	福祉保健	<p>コロナ禍の中、都道府県化した国民健康保険制度に県の一般財源から補助を行い、市町村が徴収する国保料（税）の引き下げることについて</p> <p>鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一</p>	<p>【現 状】</p> <p>1 本県の国民健康保険料（税）は、平成29年度までは、一人当たり調定額が対前年比1万円超の市町村も存在したが、平成30年度からは、対前年比マイナスの市町村が増え、多くても3～4千円の増にとどまっている。また、ここ数年、滞納世帯の数及び割合、資格証明書及び短期被保険者証の交付数は減少傾向にある。</p> <p>2 なお、令和2年度の保険料（税）は、現在、各市町村において設定中であり、増減額は不明。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料（税）に対する支援は以下のとおり。</p> <p>(1) 国民健康保険料（税）の減免 各保険者が、一定程度収入が減少した被保険者の国保料（税）を減免する場合、国が減免分を全額補助。</p> <p>(2) 国民健康保険料（税）の徴収猶予 各保険者の条例で定めることにより、国保料（税）の徴収を猶予することが可能。</p> <p>【陳情の要旨】 鳥取県は、一般財源からの繰り入れによって、市町村の国民健康保険を支え、保険料の引き下げを図ること。</p>

受理番号 (受理事年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-20号 (2. 6. 9)	福祉保健	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で経営危機に直面する医療機関・介護事業所への緊急支援について</p> <p>鳥取県民主医療機関連合会 会長 中田 幸雄</p>	<p>【現状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療機関・介護事業所の資金繰りを支援するため、「持続化給付金制度」のほか、政府系金融機関や（独）福祉医療機構等による「無利子無担保融資制度」及び「診療報酬の概算前払い制度」を実施している。 また、国の2次補正予算において、「新型コロナ緊急包括支援交付金」の増額を行うとともに、医療機関・介護事業所等が実施する感染拡大防止対策等に対する支援や、医療従事者や職員に対する慰労金の給付などの新たな事業が盛り込まれている。 社会保険診療に対する消費税は非課税とされているが、医療機関が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入れに掛かる消費税は、診療報酬や薬価に反映され、補てんされている。 <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療機関や介護事業者の事業継続を支援するため、マスク、消毒液等の使用状況や在庫量等を把握しながら、不足が見込まれる事業所に対して、県備蓄や国から配分・斡旋された物資を順次配布している。 介護サービスについては、仮に（通所）介護事業所が休業したとしても、他の（訪問）事業所との連携等により介護サービスが継続できるよう、増加費用等に対する支援を行っている。 また、国の2次補正予算を活用し、感染防止のための施設整備に対する支援や医療従事者、介護福祉の従事者等に対する支援について、6月補正予算で提案している。 医療機関・介護事業所に対する支援については、受診控えによる外来減少で減収が生じていること等も踏まえ、弾力的かつ十分な財政措置を講ずることや報酬加算等の財政支援について、全国知事会等を通じて国に対して要望を行っている。 社会保険診療に関する消費税の取扱いについては、診療報酬等における実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じるよう、全国知事会を通じて国に対して要望を行っている。

【陳情の要旨】

- 鳥取県は、医療機関・介護事業所の経営実態を調査し、事業継続のための支援策を検討すること。
- 鳥取県は、国に対して、医療機関・介護事業所の事業継続のために前年実績比の減収分の補填を行うための緊急支援を講じるよう要請すること。
- 医療機関では、消費税が、医薬品、医療材料等に課税されているにもかかわらず、十分な対応が、診療報酬上なされていない。鳥取県は、医療機関に関わる消費税率をゼロとするよう国に求めること。